

## 神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

政府は、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべく対策をまとめ、その中では、名目GDPを増加させていく中で最低賃金を引き上げ、あわせて、最低賃金の引き上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善等を図るとしている。

今年の春闘では、3年連続となる2%台の賃上げがなされたものの、伸び率・金額ともに過去2年に比べ鈍化している。一方で、中小企業の引き上げ額が大手企業の水準を超えるケースや、物価上昇率がゼロに近い中でも月例賃金が引き上げられるなど、社会的な課題に対する賃金の引き上げの流れが芽生えつつある。

このような中で、神奈川県の最低賃金は905円であり、これは未だワーキングプアを解消できない水準である。

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを全ての労働者に適用される最低賃金に波及させることが必要である。

よって、平成28年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に当たり、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者への支援として、国が実施している各施策の神奈川県での活用実績等、取り組みの見える化を図り、実効性を高めること。また、公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増や消費税の価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月22日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／厚生労働大臣／神奈川労働局長